

第5回コンテンツ流通促進シンポジウム

「次世代ネットワーク社会の到来は著作権制度を揺るがすのか」

「次世代ネットワーク社会」と著作権制度
～「市場」の視点から～

2007年7月13日

信州大学
中山一郎

デジタル化・ネットワーク化とコンテンツ流通

デジタル化

品質の劣化しないコピー
改変が容易

ネットワーク化

世界最高水準のブローバンド
環境

「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」
時間・空間・パッケージ・組織の制約からの解放

新たな
ビジネスチャンス

個人の存在感の高まり
「1億総ユーザー1億総クリエイター」
「総表現社会」
オープンソース現象

不正利用

ビジネス面でのコスト・リスク

◆コスト・リスク低下要因 (新たなビジネスチャンス)

- ・(物理的)流通コスト ↘
- ・在庫リスク ↘
- ・ロングテール現象
- ・DRM
- ・マルチユース
- ・有体物の取引コスト ↘
- ・検索エンジン

◆コスト・リスク増加要因

不正利用

「時間」の消費を巡る競争の激化(コンテンツ供給が増加しても時間は有限?)



→著作権制度は、既に生じつつある情報の流通や新たなビジネスの健全な発展を不当に阻害すべきではないのではないか

著作権法の目的

著作権法1条

この法律は、...文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。

「著作権制度を確立する趣旨といいますが、著作者等の経済的あるいは人格的な利益を確保することによって、著作者等の労苦に報いる、その結果として、よりすぐれた著作物即ち文化的所産ができあがっていくということで、文化の発展に寄与することになる、...著作者等の権利の保護が第一義的な目的であるということによって、この法律が解釈されるということでございます。」加戸守行『著作権法逐条講義五訂新版』13-14頁

→「著作物の利用」の位置づけ？

(参考)特許法の目的

特許法1条

この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。

「特許制度は、新しい技術を公開した者(...)に対しその代償として...特許権という独占的な権利を付与し、他方、第三者に対してはこの公開された発明を利用する機会を与える(...)ものである。このように権利を付与された者と、その権利の制約を受ける第三者の利用との間に調和を求めつつ技術の進歩を図り、産業の発達に寄与していくものにほかならない。」 特許庁編『工業所有権法逐条解説〔第16版〕』23-14頁

著作権制度の存在意義とは？

前提

1. 著作物＝思想又は感情の創作的表現 ⇒情報という無体物
2. 情報の公共財的特徴
 - 消費の非競合性
 - 消費の非排除性⇒フリーライドの発生による著作物の過少供給(市場の失敗)



著作権制度＝市場の失敗を解決するための法制度

しかし

排他権の付与以外にも公共財の供給手段は存在

Ex. 税金, 物理的な排除可能性

著作権制度：著作物の価値の評価を基本的に市場に委ねる

Cf. 国が著作物の創作に直接資金を投入する場合の問題

- ・資金投入対象の選定
- ・資金投入量の不確実性・非効率性

→市場とは「交換を促進するために存在する制度」(コース, 1992)であり, 市場において価値が評価された著作物のみ経済的利益が権利者に還元



「著作権法は市場経済の論理とは対立する」

わけではなく

著作権制度とは, 市場の失敗を解決するために, 市場メカニズムの活用により, 著作物の保護と利用を図る制度ではないか

今日的課題

1. 著作物の保護と利用のトレードオフ

一旦生じた情報は、伝達費用を除き、無料で利用されることが社会厚生的には望ましいが、それでは創作インセンティブが生じない(Arrow, 1962)

→物理的な伝達費用の低下(情報生産の限界費用≒ゼロ)により、トレードオフの問題が一層鮮明に

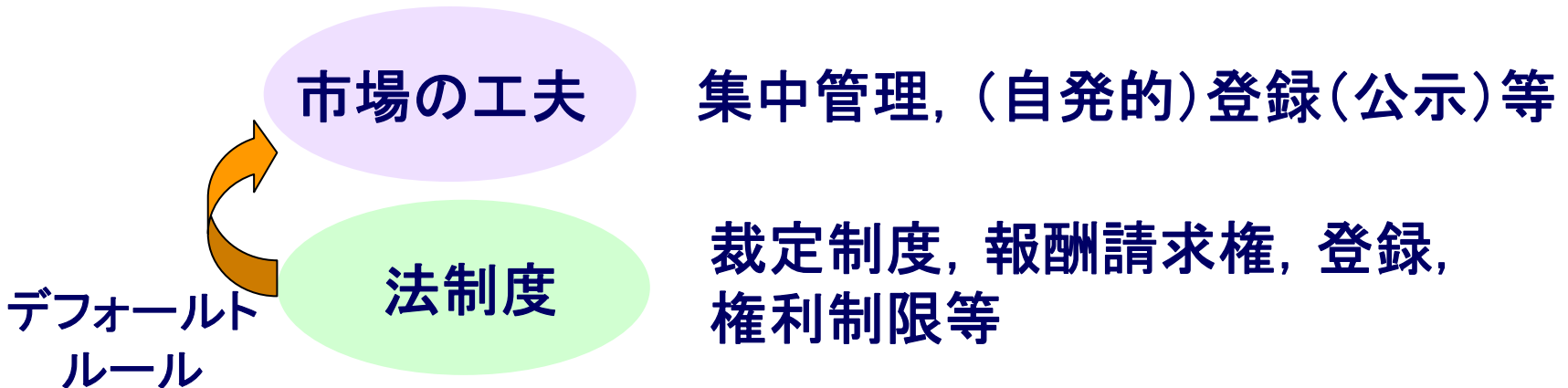
→フリーライドによって創作インセンティブが大きく損なわれない範囲(=市場が侵食されない範囲)では、利用を許容してもよいのではないか

2. 取引費用(探索・交渉・監視の費用)

市場を機能させるためには、排他権の設定と権利の適正な保護だけでは不十分。取引費用を低下させることが必要

Cf. 取引費用の増大による「アンチコモنزの悲劇」(バイオ特許分野)

例



→市場の工夫が結実するまで法制度は待つ必要があるのか

3. 許諾権の在り方

許諾権(排他権)により, 権利者は価格決定権を有する(所有権法ルール; Property Rule)が, これは, 取引費用が低い, 又は権利者が著作物の価値を適切に評価し得ることが前提

- 権利者による合理的な価格決定権の行使が期待できないときや権利者の機会主義的行動に対しては, 権利者以外の者による価格決定(損害賠償法ルール; Liability Rule)が正当化され得るのではないか
- 政府による裁定に加え, 裁判所による権利濫用論の可能性も考えられるのではないか

Cf. e-Bay米最高裁判決におけるKennedy判事補足意見